

**新可燃ごみ処理施設整備・運営事業
基本契約書（案）**

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、浅川清流環境組合（以下「組合」という。）と_____（以下「設計企業」という。）、_____（以下「建設企業」という。）及び_____（以下「運営企業」といい、設計企業、建設企業及び運営企業を総称して「構成企業」という。）並びに_____（以下「SPC」といい、各構成企業とSPCを総称して「事業者」という。）の間において、本事業に関する基本的な事項について合意し、基本契約書（以下「基本契約」という。）を締結する。

基本契約は、組合と設計企業及び建設企業との間の建設工事請負契約（第7条第1項に定義された意味を有する。）及び組合とSPCとの間の運營業務委託契約（第7条第2項に定義された意味を有する。以下同じ。）により不可分一体として特定事業契約を構成するものとする。

基本契約の成立を証するため、本書〔 〕通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

(組合) 東京都日野市石田一丁目210番地の2
浅川清流環境組合
管理者 印

(事業者) (代表企業/設計企業)
[住 所]
[商 号]
[代表者名] 印

(建設企業)
[住 所]
[商 号]
[代表者名] 印

(運営企業)
[住 所]
[商 号]
[代表者名] 印

(S P C)

[住 所]

[商 号]

[代表者名]

印